

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

スーパームーン皆既月食

今月26日、月が地球の影に完全に隠れ赤銅色に光る皆既月食が全国で見られる。この日は1年で地球と月が最も近く、満月が大きく見えるスーパームーンと重なる。

今週のコよみ

ご自分の予定を確認して下さい

5/24(月) 仏滅

25(火) 大安 プロ野球交流戦開幕

26(水) 赤口 皆既月食(スーパームーン)

27(木) 先勝

28(金) 友引 G7財務相・中央銀行総裁会議

29(土) 先負

30(日) 仏滅 競馬・日本ダービー、テニス・全仏オープン開幕

先週の株と為替

日経平均株価 円(対米ドル)

5/17(月)	27,825	▼259	109.24	△0.14
18(火)	28,407	△582	108.97	△0.27
19(水)	28,044	▼363	109.07	▼0.10
20(木)	28,098	△54	108.97	△0.10
21(金)	28,318	△220	108.69	△0.28

教育資金の贈与に係る非課税措置の見直し

直系尊属である親や祖父母等(贈与者)から30歳未満の子や孫(受贈者)に対して、教育に充てる資金を一括贈与した場合に贈与税を非課税とする措置は、令和3年度税制改正において見直しが行われ、適用期限が令和5年3月まで延長されました。

◆教育資金の一括贈与が1500万円まで非課税

教育資金の非課税措置は、受贈者ごとに1500万円(塾や習い事など学校等以外に支払う費用は500万円が限度)まで贈与税を非課税とするもので、取扱金融機関で専用口座を開設し、贈与する資金の預入等を行い管理する必要があります(贈与を受ける前年における受贈者の合計所得金額が1千万円を超える場合は非課税措置の適用は受けられません)。

教育資金口座に係る契約は、受贈者が30歳に達した場合などに終了し、その時点で教育資金として使われなかった残額は贈与税の課税対象となります。

また、契約期間中に贈与者が亡くなった場合における残額の取扱いは、平成31年4月から相続開始前3年以内の本措置による贈与について、亡くなった時点での残額が相続税の課税対象となっていますが、取扱いが見直されます。

◆本年4月以後の贈与から適用される取扱い

今年度改正により、契約期間中に贈与者が亡くなった場合は、相続開始前3年以内の贈与に限らず、亡くなった時点での残額を受贈者が相続等により取得したものとみなされます。

また、受贈者が贈与者の子以外(孫など)である場合は、残額について相続税額の2割加算が適用されます(代襲相続人となった孫は除く)。この取扱いは、本年4月以後の贈与に適用されます。

■この記事の詳細は、情報BOX201519

「一時支援金」の申請期限は5月31日

本年1月の緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や外出自粛等の影響を受けて、1~3月のいずれかの月売上が50%以上減少した全国の中小事業者等に対する「一時支援金」(法人60万円、個人30万円が上限)は、今月末が申請期限です。

ただし、申請期限に間に合わない理由がある方は、今月末までに①申請IDの発行、及び②マイページ上から延長の申込を行うことで、申請に必要な書類の提出期限が2週間程度延長されます。

なお、4月以降の緊急事態措置・まん延防止等重点措置による影響を受けた事業者への「月次支援金」(法人20万円/月、個人10万円/月が上限)は、6月中旬頃に申請受付が開始される予定です。

「事業再構築補助金」の第2回公募が開始

新型コロナの影響が長期化する中で、新分野展開や業態転換等の事業再構築に取り組む中小企業等を支援するために1兆円超の予算を組んで実施している「事業再構築補助金」の第2回公募が開始されました(申請受付は5月26日開始予定)。今年度中にあと3回程度実施予定です。

なお、本補助金では緊急事態宣言の影響を受けて早期の事業再構築が必要な事業者に対し、補助率を3/4(中堅企業は2/3)に引き上げ、優先的に審査する「緊急事態宣言特別枠」もあります。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の概要と見直し

◆教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の概要

両親や祖父母等（受贈者の直系尊属）から30歳未満の子や孫等に対して、教育資金を一括して贈与する場合に、受贈者ごとに1,500万円まで贈与税を非課税（学校等以外の者に支払われる金額は500万円が限度）とする措置です。

具体的には、受贈者が教育資金に充てるため、金融機関等との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属から信託受益権を取得した場合、書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合、書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等有価証券を購入した場合には、その信託受益権等の価額のうち1,500万円までの金額に相当する部分の価額について、金融機関等の営業所等を経由して教育資金非課税申告書を提出することにより、受贈者の贈与税が非課税となります※。

また、受贈者が30歳に達した場合などに教育資金口座に係る契約が終了となりますが、契約終了時に非課税抛出現額から教育資金支出額を控除した残額があるときは、その残額は契約終了時に贈与があったこととされ、贈与税の課税対象となります。

※信託受益権等を取得した日の属する年の前年分の受贈者の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合には、この非課税制度の適用を受けることができません（平成31年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る贈与税について適用）。

◆令和3年度税制改正における主な見直し

令和3年度税制改正において、教育資金管理契約の終了日までの間に贈与者が死亡した場合の管理残額の取扱いなどの見直しを行った上で、適用期限が令和5年3月31日まで2年延長されました。

◎契約期間中に贈与者が死亡した場合の取扱い

(1) 信託等をした日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合（その死亡日において、受贈者が一定の事由※1に該当する場合を除く）に、受贈者がその贈与者から信託等により取得した信託受益権等について本措置の適用を受けたことがあるときは、死亡日までの年数にかかわらず、その死亡日における管理残額を、受贈者が贈与者から相続等により取得したものとみなすこととされました。

(2) 上記(1)により相続等により取得したものとみなされる管理残額について、その受贈者が贈与者の子以外（孫など）の者である場合、その贈与者の管理残額に対応する相続税額は、相続税額の2割加算※2の対象とされました。

この取扱いは、令和3年4月1日以後に信託等により取得する信託受益権等に係る相続税及び贈与税について適用されます。

※1 受贈者が贈与者の死亡日において、23歳未満である場合、学校等に在学している場合、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受けている場合（又はに該当する場合、その旨を明らかにする書類を提出した場合に限る）は、相続等によって取得したものとみなされません。

※2 相続税額の2割加算は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、被相続人の一親等の血族（代襲相続人となった孫（直系卑属）含む）及び配偶者以外の者である場合に、その人の相続税額に相続税額の2割に相当する金額を加算します。

【抛出現時期による相続税課税の比較】

抛出現時期	～H31. 3. 31	H31. 4. 1～R3. 3. 31	R3. 4. 1～
相続税課税	課税なし	死亡前3年以内の抛出現分に限り、課税あり	課税あり
相続税額の2割加算	適用なし	適用なし	適用あり

◎教育資金の対象範囲の拡大

対象となる教育資金の範囲に、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設のうち、都道府県知事等から一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けたものに支払われる保育料等を加えます。

この取扱いは、令和3年4月1日以後に支払われる教育資金について適用します。